



課 個 4 - 20
令和6年2月22日

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国税庁課税部
個人課税課長 児島 範昭

令和6年能登半島地震により被害を受けた方に係る所得税の減免措置に
関する周知について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年2月2日付で、「令和6年能登半島地震により被害を受けた方の所得税確定申告における特例措置の取扱い等に関する周知について」（周知依頼）をお送りしたところですが、今般、「令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律」（令和6年法律第1号）が成立・施行され、令和6年能登半島地震により住宅・家財等や事業用資産等に生じた損失の金額について、令和5年分所得税の確定申告等において雑損控除の特例等が適用できることとなりました。

つきましては、国税庁では、今般の能登半島地震により被害を受けた方が円滑に手続を行い、必要な所得税の減免措置等を受けられるよう、周知・広報を進めてまいりますので、貴会におかれましても、国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」ページ内の「災害により住宅や家財などに被害を受けた方」欄に掲載の各種リーフレットを御活用いただき、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただきますよう、改めて御協力をお願い申し上げます。

【参考：リーフレット掲載箇所】

国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」内
「災害により住宅や家財などに被害を受けた方」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>)

御不明な点につきましては、以下の連絡先までお問い合わせください。

(連絡先)

国税庁課税部 個人課税課

課長補佐 井手 亮太

監理一係長 佐ノ木 隼人

(代表) TEL 03-3581-4161 (内線) 3416・3790

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島地震」といいます。）により被災された方については、所得税に関し、能登税特法に基づく特例を含め、次の税制上の措置があります。

このほか能登半島地震により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた方については、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人事業者の方へ』[所 02](#)をご参照ください。

（注） 「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます。

	税制上の措置	概 要	ページ
1	申告・納付等の期限延長	申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。	1 ページをご参照ください。
2	所得税等の軽減又は免除	住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税等の軽減又は免除を受けることができます。	2 ページをご参照ください。
3	源泉所得税等の徴収猶予・還付	上記2に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けることができます。	3 ページをご参照ください。
4	住宅借入金等特別控除等の特例	居住の用に供することができなくなった住宅用家屋についても、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	4 ページをご参照ください。
5	財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税	一定の被害を受けたことなどにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。	
6	予定納税額の減額	所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。	
7	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。	5 ページをご参照ください。

【所得税以外の税制上の措置】

自動車が廃車となった場合の自動車重量税の還付	『令和6年能登半島地震により自動車に被害を受けられた方へ（自動車重量税関係）』をご参照ください。
被害を受けた方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用証書）、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税の非課税	『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について』をご参照ください。

1. 申告・納付等の期限延長

能登半島地震により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。

これには、地域指定による延長と個別の申請による延長があります。

① 地域指定による延長

石川県、富山県に納税地を有する方は、令和6年1月1日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（お手続きは必要ありません。）。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

（注） 令和6年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。

② 個別の申請による延長

上記①以外の地域に納税地を有する方についても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、災害がやんだ日^{（注）}から2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。

（注） 「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

個別の申請による延長を受ける場合も、状況が落ち着き次第、税務署等にご相談ください。

2. 所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「**所得税法**」に定める雑損控除の方法、②「**災害減免法**」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、令和5年分又は令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対 象 と な る 資 産 の 範 囲 等	生活に通常必要な資産（注1）	住宅又は家財の損失額（注2）が、その価額の2分の1以上である場合								
控 除 額 の 計 算 又 は 所 得 税 等 の 軽 減 額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ① 損失額（注2） — 所得金額の10分の1 ② 損失額（注2）のうち 災害関連支出の金額（注3） — 5万円	軽減額等は次のとおりです。 <table><tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税等の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table>	その年の所得金額	所得税等の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税等の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参 考 事 項	・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。 ・災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります（注4）。 ・災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から3年以内に支出したものが対象となります。	・原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。								

- （注）1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。
 なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
- 2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。
- 3 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。
- 4 e-Taxを利用して確定申告書を提出する場合において、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（原則として法定申告期限から5年間、その入力内容の確認のため、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求める場合があります。）。

雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）』[所03](#)をご参照ください。

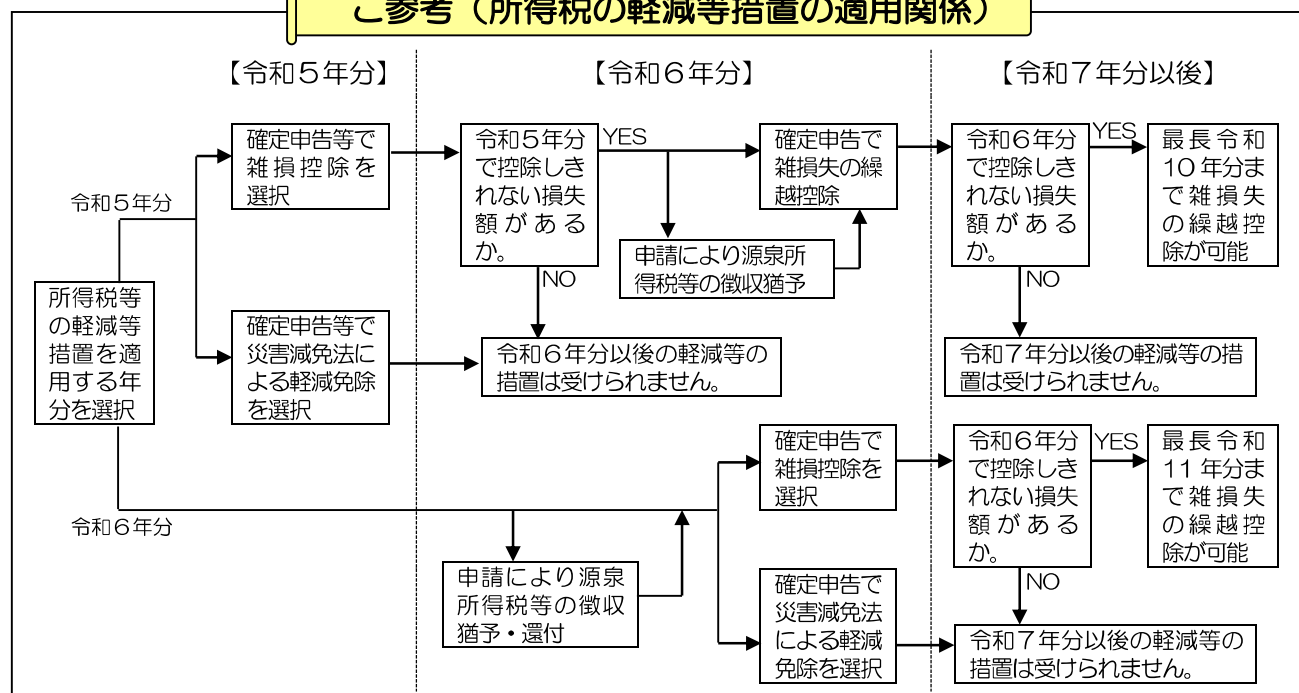
お手続きの方法

所得税等を軽減 免除する年分	令和5年分の 確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
令和5年分	確定申告 を済ませ ていない	令和5年分の 確定申告	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和5年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)
	確定申告 を済ませ ている	令和5年分の 更正の請求 (注1)	上記①から④までの書類のほか、 令和5年分の確定申告書の控え(e-Taxメッセージボックスの受 信通知からダウンロードしたPDFファイル等)
令和6年分	令和6年分の確定申告		上記①から④までの書類のほか、 令和6年分の所得金額や所得控除額の分かる書類(源泉徴収票や 社会保険料控除証明書等)

(注) 1 令和5年分の確定申告を済ませている方であっても、申告期限内であれば、追加のお手続きなく改めて申告書の提出が可能です。

- 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
- 『令和5年分の所得税等の還付に関する判定表』[所〇4](#)をご参照ください。
- 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

ご参考(所得税の軽減等措置の適用関係)



3. 源泉所得税等の徴収猶予・還付

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除(2ページの「2. 所得税等の軽減又は免除」をご参照ください。)の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり令和6年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、令和6年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、**源泉所得税等の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税等の還付**を受けることができます。

ただし、能登半島地震による損害につき、令和5年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は令和5年分の災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税等の徴収猶予や還付は受けられません。

(注) 源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

4. 住宅借入金等特別控除等の特例

1 適用期間の特例

能登半島地震によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるためのお手続きは、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける^{（注）}など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

（注） 以下「2 重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

2 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村^{（注）}の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

（注） 石川県内全域、富山県内全域、新潟県新潟市が対象となります。（令和6年2月2日現在）

5. 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

能登半島地震で一定の被害を受けたことなどにより、勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、払出しの際、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。

6. 予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により住宅や家財などに損害を受け、令和6年6月30日時点の所得税額と税額を見積もり、申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「**予定納税額の減額申請書**」を所轄税務署に提出してください。

なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります（1ページの「1. 申告・納付等の期限延長」をご参照ください。）。

～ 見舞金等を受け取られた場合について ～

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

7. 納税の猶予

能登半島地震により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について納税の猶予を受けることができます。

1 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内

(注) 1 災害がやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。

2 この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、以下2の猶予を受けることができます。

2 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが困難と認められる国税	原則として1年以内

(注) 1 上記猶予期間中に納付することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、さらに原則として1年以内の期間に限り、申請により猶予期間の延長を受けることができます。

2 上記のほか、国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等の一定の事由がある場合には、原則として1年以内の期間に限り換価の猶予を受けることができます。

お手続きのサポートのご案内

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお気軽にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

なお、状況が落ち着き次第、お手続きに必要な書類等を準備の上、ご相談いただくとスムーズですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、ご相談に当たっては、国税庁ホームページの各税務署の所在地や開庁時間、相談の申込方法などをあらかじめご確認くださいませようをお願いいたします。

税務署の情報はこちら
でご確認ください



☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人事業者の方へ (個人事業者の所得税、消費税関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島地震」といいます。）により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方については、次のような税制上の措置があります。

(注) 「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます。

所得税関係

1. 被災事業用資産の損失に係る取扱い

令和6年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について能登半島地震により生じた損失（以下「事業用資産の災害損失」といいます。）については、選択により、その損失額を令和5年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、令和4年分から青色申告をしている方は、令和5年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の災害損失も含めて、令和4年分の所得に繰り戻して所得税等の還付請求をすることができます。

2. 純損失の繰越控除

事業用資産の災害損失を有する方に生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5年間繰り越すことができます。

- ① 保有する事業用資産等に占める事業用資産の災害損失額の割合が10分の1以上である方
 - イ 青色申告の場合
 - ・ 令和6年分の純損失の金額
 - ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額
 - ロ 白色申告の場合
 - ・ 令和6年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額
 - ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額
- ② 上記①以外の方
事業用資産の災害損失による純損失の金額

3. 被災代替資産等の特別償却

令和6年1月1日から令和11年1月1日までの間に、

- ① 能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物、構築物、機械装置に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合
- ② 建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。

(注) 被災区域とは、能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域をいいます（次の4においても同じです。）。

4. 予定納税の減額申請

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により事業用資産や山林に損害を受けた場合などで、令和6年6月30日時点の所得税額と税額を見積もり、申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「**予定納税額の減額申請書**」を所轄税務署に提出してください。

個人事業者の消費税関係

1. 消費税課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

指定日までに消費税課税事業者選択（不適用）届出書又は消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書を提出した場合には、本来の提出時期（適用を受けようとする課税期間の初日の前日）までに提出されたものとみなして、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、その適用を受けること（又はやめること）ができます。

（注） 指定日については、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

2. インボイス発行事業者の登録の取消しについて

被災事業者であるインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限ります。）が、国税庁長官が指定する日までに所轄税務署長へ「登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することにより、その提出日の翌日からその登録を取り消すことができます。

この場合、原則としてその提出日の属する課税期間は免税事業者となります。

（注） 登録の取消しを受けるまでの間の取引について交付するインボイス等は有効なものとなります。

詳しくは、[『消費税の届出等に関する特例等について』（リーフレット）](#)をご参照ください。

☎ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお気軽にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

なお、状況が落ち着き次第、お手続きに必要な書類等を準備の上、ご相談いただくとスムーズですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、ご相談に当たっては、国税庁ホームページの各税務署の所在地や開庁時間、相談の申込方法などをあらかじめご確認ください。

税務署の情報は
こちらで
ご確認ください



☎ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、令和6年能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続きに使用する様式などを掲載しています。

また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

※ このリーフレットのほか、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』**所01**もご参照ください。

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

雑損控除の適用において、令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

1. 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額 (注1、2)} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費 (注3)}) \times \text{被害割合 (注4)}$$

(注) 1 保険金、共済金、損害賠償金などで補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます（以下同じです。）。

2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。

3 減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです。）。

$$\text{減価償却費} = \text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数 (※)}$$

(※ 1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)

償却率は裏面の参考「住宅・自動車の償却率（旧定額法）」をご覧ください。

4 被害割合については、被害状況に応じて、裏面の別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします（以下同じです。）。

② 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注) 令和5年分の1㎡当たりの工事費用は、裏面の別表1「地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）」をご覧ください。なお、令和6年分用が公開されるまでの間、令和5年分用を用いて計算して差し支えありません。

2. 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

① 取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

(注) 家族構成別家庭用財産評価額は、裏面の別表2「家族構成別家財評価額」をご覧ください。

3. 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

別表1 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注1）	177	265	278	272
石川	189	291	326	290
富山	190	265	332	272
福井	187	385	368	276
新潟	193	265	278	354

（注）1. 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。
 2. この他の都道府県については、『災害により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』をご参照ください。
 3. 令和6年分用については、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
～ 29 歳	500 万円	300 万円
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注）大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

別表3 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			住 宅	家 財	
損	全壊・流出・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合をいいます。
	半 壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
壊	一 部 破 損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
浸	床 上 1.5m以上	平 屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1m以上 1.5m未満	平 屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm以上 1m未満	平 屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
水	床 上 50cm未満	平 屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

（注）車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考 住宅の償却率（旧定額法）

建物の構造	耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造	57年	0.018
金 属 造	骨格材の肉厚 4mm超	51年 0.020
	骨格材の肉厚 3mm超 4mm以下	40年 0.025
	骨格材の肉厚 3mm以下	28年 0.036
木造又は合成樹脂造	33年	0.031
木骨モルタル造	30年	0.034

（注）1. 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
 2. 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

自動車の償却率（旧定額法）

種 別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 （総排気量660cc 以下のもの）	6年	0.166

このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点がございましたら、税務署にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

※ このリーフレットのほか、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』所01もご参照ください。

令和5年分の所得税等の還付に関する判定表

令和6年能登半島地震により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、災害減免法又は雑損控除の適用により、令和5年分の源泉徴収された所得税等や納付した所得税等の還付を受けられる場合があります。この判定表で還付の対象となるかどうかをご確認ください。

次のいずれか（又は両方）に該当しますか？

災害減免法

住宅又は家財に受けた損害額が、その価額の2分の1以上、かつ、令和5年分の所得金額が1,000万円以下

雑損控除

損失額が所得金額の10%を超えている、又は、災害関連支出が5万円を超えている

該当する

令和5年分の確定申告をしましたか？

確定申告をした

確定申告をしていない

確定申告で、所得税等を納めることとなりましたか？
還付されることとなりましたか？

(1)納めることとなった（又は、源泉徴収税額や予定納税額があるが、納める税金も還付される税金もなかった）

(2)還付されることとなった

左の(1)、(2)以外

確定申告で、源泉徴収税額や予定納税額のすべてが還付されていますか？

いいえ

はい

給与所得者の方（給与の支払を1か所から受けていて年末調整済みの方）ですか？

はい

いいえ

所得税等を源泉徴収されていますか？

はい

いいえ

① 税務署にお手続き（更正の請求）をしていただくことで、所得税等が還付となります。

② 所得税等の還付手続の対象になりません。

③ 税務署にお手続き（確定申告）をしていただくことで、所得税等が還付となります。

④ 所得税等の還付手続の対象になりません。

⑤ 税務署にお手続き（確定申告）をしていただくことで、所得税等が還付となる場合があります。

(注) 令和6年能登半島地震により住宅や家財などに被害を受けた方は、令和5年分の還付手続の対象とならない方でも、令和6年分の所得税等の軽減等を受けられる場合があります。

所得税等の還付に関するお手続きについて、詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。